

第2回安曇野市介護保険等運営協議会 書面会議概要

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 審議会名 | 令和4年度第2回安曇野市介護保険等運営協議会 |
| 2 | 日時 | 令和4年10月3日(月) (返却期日) |
| 3 | 出席者 | 布山昌徳委員、奥田佳孝委員、新井清美委員、笠原健市委員、
黒澤幸恵委員、池田陽子委員、中島美智子委員、内川剛委員、
黒木昌一委員、小澤悠維委員、内山理恵子委員、坂井さつき委員、
中林美雪委員、長田珠美委員 (欠席委員：藤岡嘉委員、小林真弓委員) |
| 4 | 事務局 | 鳥羽福祉部長、丸山高齢者介護課長、
深井高齢者介護課長補佐、野本介護予防担当再任用職員 |
| 5 | 会議概要作成年月日 | 令和4年10月3日(月) |

協議事項等

- 1 審議案件2件
 - (1) 議題1
安曇野市北部地域包括支援センターの業務委託の方針(案)について
 - ・承認14人、否承認0人
 - ・意見なし
 - (2) 議題2
令和4年度令和4年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定(追加)(案)について
 - ・承認14人、否承認0人
 - ・意見なし
- 2 審議・協議結果
承認が出席委員の過半数に達したため、本事案は提出どおり進める。

資料 1
介護保険等運営協議会 令和 4 年 9 月開催

安曇野市北部地域包括支援センターの業務委託の方針（案）について

安曇野市北部地域包括支援センターの業務委託期間については、令和 5 年 3 月 31 日をもって終了する。

令和 5 年 4 月 1 日以降の安曇野市北部地域包括支援センターの運営について、引き続き 5 年間の業務委託の方向としたい。

資料 2

介護保険等運営協議会
令和 4 年 9 月開催令和 4 年度指定介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業委託先事業所の
選定（追加）（案）について

「安曇野市介護保険条例」第 14 条第 2 号及び「安曇野市指定介護予防支援等の事業の
人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例」第 14 条第 1 号の規定に基づき、下記の指定居宅介護支
援事業所の選定について意見を求めます。

記

指定居宅介護支援事業所名	内 容
はなぞの居宅介護支援事業所	所 在 地：松本市井川城 2 丁目 10-27
	事業所開設日：令和 4 年 4 月 1 日
	内容：新規に居宅介護支援事業所を開設し、事業者が業務の受託を希望しており、基準条例第 14 条第 3 号の基準を満たすため。なお、松本市でも同様の事業の受託をしている。